

問Ⅴ - 4 - ⑬ (使途指定のある寄附の取扱い)

使途が指定された寄附金について、対象となる事業が廃止され寄附者の意向確認ができない場合には、どのように対応すればよいでしょうか。

答

- 1 寄附者から使途が指定された寄附金の対象事業について、長年実施してきたが時代のニーズに合わなくなったとして法人の経営判断により廃止したり、その他法人の責めによらない事情で廃止したりするような場合があります。そのような場合、寄附者の死亡や、関係者(相続人等)の存在が確認できない等の理由により、法人が手段を尽くしても当該寄附金の新たな使途指定の意向を確認できず、結果、当該寄附金が「死蔵」されるおそれがあります。
当該寄附金の「死蔵」を避け、有効に寄附金を使用するためには、受領した時の寄附金の法的性格等を再確認する必要があります。

- 2 使途が指定された寄附金の法的性格として次の整理が考えられます。
 - ① 使途が指定された寄附金を「使途として指定された公益目的事業 A が存在するにもかかわらず、A 以外に使用すること」を解除条件とする解除条件付贈与(民法第 127 条)として受け取ったと考え、A の廃止により、解除条件が事後的に不能になり、結果として条件が消滅した(民法第 133 条第 2 項)。
 - ② 当該寄附金を「A に使用すること」という負担が付いた負担付贈与(民法第 553 条)として受け取ったと考え、A の廃止により、A に使用することが不可能になった。
 - ③ 使途が A に指定されたとされる寄附金であっても、実質的には使途の希望の表明に過ぎない。

いずれかの法的性格があるとして寄附金を扱うことにより、使途の指定がないものと考え、A に近い他の使途に用いることは排除しないと解することができると考えられます。

- 3 会計上は、寄附者からの「使途の指定」のある寄附金が、当該使途に沿って使用された等の場合に「使途の指定の解除」がなされ、正味財産増減計算書(内訳表)において、指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部への振替が行われることが一般的です。

上記 1 のような場合、当該寄附金について、寄附者の合理的意思として上記 2 のいずれかのように性格付けできるときには、機関決定の上、「使途の指定の解除」として、正味財産増減計算書(内訳表)において、指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振り替え、当該寄附金相当額を他の公益目的事業の特定費用準備資金に積み立てる等もできると考えられます。

4 なお、上記はあくまでも一例であり、法人において諸々の事情を考慮し適切に判断していただくことが必要です。

また、今後、用途が指定された寄附金を新たに受け取る際、指定された用途に使用できなくなった場合の取扱いも事前に当事者間で明確にしておくことが推奨されます。

(参照条文)

民法（明治二十九年法律第八十九号）

(条件が成就した場合の効果)

第 127 条 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。

2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。

(不能条件)

第 133 条 不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。

2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。

(負担付贈与)

第 553 条 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。